

置賜広域行政事務組合告示第6号

本組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の休業日及び開業時間の一部を変更したので、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第4号）第4条に基づいて、次のとおり告示する。

令和6年3月7日

置賜広域行政事務組合
理事長米沢市長 近藤 洋介

- 1 施設の名称
置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）
- 2 施設の開業時間

区分		開業時間	
		変更前	変更後
屋内施設	(略)	(略)	(略)
屋外施設	屋外施設（パークゴルフ場に限る。以下同じ。）	4月から10月まで (略) 11月 (略) 12月 (略)	4月から10月まで (略) 11月 (略) 12月 (略) <u>3月12日から3月31日まで</u> <u>午前8時30分から午後4時30分まで</u>